

講演会Q&A

Q.1 カビ協自主基準の中で効能に関する特定用語の使用基準がありますが、「断定的に使用することができない」という解釈は公正取引委員会では具体的にどのように考えられているのでしょうか？

A 「カビ協自主基準」は、公正取引委員会から認定を受けた「家庭用合成洗剤及び家庭用石けんの公正競争規約」を参考に設定されたと説明を受けている。同規約では、「特定用語の使用基準」で「万能・完全・安全・無公害等を意味する用語」を断定的に使用すると一般消費者が誤認するおそれがあることから、誤認が生じないように用語の適用範囲を明確に限定することなく使用することを禁止している。従って、公正取引委員会は、「家庭用合成洗剤及び家庭用石けん」の表示においては、前記用語を断定的に使用すると一般消費者が誤認するおそれがあるとの見解を示していることになる。

しかしながら、前記の特定用語等の適用範囲は、製品ごとに異なるので、カビ協は、「カビ協自主基準」の対象となる商品について、独自に、特定用語の適用範囲を明確に限定する必要があると思われる。

Q.2 別紙 2 の下段、「著しく優良であると示す」表示か否かの判断に当たっては、表示上の特定の文章、図表、写真等から一般消費者が受ける印象・認識ではなく、表示内容全体から一般消費者が受ける印象・認識が基準となる。とありますが、この意味するところについて、具体的にお教えください。

A 一般消費者は、幼児からお年寄りまでと幅広く、そのため、表示に対する認識は年齢層によって異なる場合があるので、表示については、それぞれの一般消費者に誤認が生じないようにする必要がある。一般消費者は、商品に関する品質、性能、効果等について、容器、包装等への表示、新聞・テレビ等の表示(広告等)から、印象を受け、認識をすることになるが、その場合、特定の個所の表示ではなく表示全体から印象を受け、認識をして商品を選択している。このことから、公正取引委員会は、「著しく優良であると示す」表示か否かの判断は、表示内容全体から一般消費者が受ける印象・認識を基準にしている。例えば、特定の原材料の使用表示はないが容器等に当該原材料の表示(写真、絵)、又は当該原材料が使用されているように連想させるような表示、特定の団体・有識者の推薦を受けていないにも拘わらず、表示全体からあたかも特定の団体・有識者の推薦を受けているような表示等が「著しく優良であると示す」表示に該当する。

Q.3 表示が消費者に誤認を与えているか、いないかを統計学的、且つ客観的に評価することが必要とされているが、統計学的に何%の消費者が誤認をしていないと確認された場合に、公取委では誤認を与えていないと判断されるのか？ また、数値で明確に基準が無い場合には、その判定基準となる目安を教えてください。例えば、誤認していないと答えた集団が半数を超えていれば、誤認とならないのか、或いは90%が誤認していないとしても、残りの10%が誤認しているから、その表示は誤認を与えているとの判定になるのか等。

A 景品表示法上、表示が一般消費者に誤認を与えているか否かの判断は、幼児からお年寄りまでが一般消費者であること、表示の内容、商品等により異なること等から、一律的に、何%以上の一般消費者が誤認しないと認識した場合に、誤認を与えていない表示であると示すことは難しく、事案ごとに判断をせざるを得ないと思われる。

統計学上、客観性が十分に確保されている調査及びその結果において、調査を受けた一般消費者の大部分(三分の二以上)が誤認しないと認識した場合は、誤認しない人が多かったと判断しても差し支えないと思われるが、すべての人が誤認しない等と断定的に表示することは、不当表示になるおそれがある。従って、前記の調査の結果、誤認しないと回答した一般消費者の割合が70%、80%、90%・・等となった場合は、当該%を表示することが適切であると思われる。

Q.4 「安全カミソリ」は昔からある表示ですが、カミソリにおいては「安全」であるわけがなく、これが消費者に誤認を与えている表示とみなされていないのは何故かを教えてください。

A 「安全剃刀」は、1895年ごろに製品化されたものであり、従来のナイフ型のカミソリに比較して、使用する際に大きな怪我をすることが無いことから、「安全剃刀」と言われ、すでに100年以上、用語として用いられており、また、「安全剃刀」の「刃」は危険であることを一般消費者は十分に認識していること、景品表示は、1962年制定されたこと等を考慮すると、「安全剃刀」と称しても、一般消費者に「著しく優良であると示す」ことにはならず、不当表示はならないものと思われる。

Q5 業界でこれが社会に対して有益であると思うことを自主的に、自主基準に定めればよいとお話があったが、業界が、良かれてと思って定めた自主基準に対し、消費者から疑問を呈された場合、公正取引委員会は、どのように判断するのでしょうか

A 景品表示法に関する「自主基準」は、同法を遵守するために業界が自ら進んで設定するものであり、その内容は、景品表示の目的である「過大な景品及び不当表示を防止することによって、公正な競争を確保し、もって、一般消費者の利益を保護する。」に合致していなければならない。従って、「自主基準」の内容について、一般消費者から疑問等の問題が提示され、その見解を公正取引委員会に求めた場合には、公正取引委員会は、同法の目的、運用基準等に適っているかどうかを基準にして、判断を示すことになると思われる。

「自主基準」は、「公正競争規約」と異なり、景品表示法の規定に基づく公正取引委員会の認定を受けていないこと等から、上記のような問題が発生するおそれがあり、それを防ぐために、「自主基準」の内容について、あらかじめ、公正取引委員会に相談に行くことが適切であると思われる。